

森林体験活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 知事は、将来にわたり山梨の森林を守っていく心を育むため、山梨県市町村立（組合立）及び私立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所等の設置者（以下「教育機関等」という。）が、森林の中で様々な体験活動を行う場合、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

- 第2条 この補助金の対象となる事業、実施主体、補助対象経費、補助率及び交付上限額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする教育機関等は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 実施箇所に関する資料
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

- 第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定を行い、交付決定通知（様式第4号）を教育機関等に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第5条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助金の概算払いを受けようとする教育機関等は、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出することとする。
- 3 知事は、前項の請求があった場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の一部について概算払いをするものとする。

(補助金の交付条件)

- 第6条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更（別表1に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止又は廃止承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従って善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（財産の処分の制限）

- 第7条 教育機関等は、取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（第3項において「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し、又は担保（第3項において「処分」という。）に供してはならない。
- 2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるものとする。

（実績報告）

- 第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする教育機関等は、事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。
- (1) 事業報告書（様式第10号）
 - (2) 収支決算書（様式第11号）
 - (3) 実施箇所に関する資料
 - (4) 実施状況写真（5枚程度）
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定及び返還）

- 第9条 知事は、前条に定める実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、様式第12号により、教育機関等に通知するものとする。
- 2 知事は、教育機関等が不正若しくは虚偽の申請をし、これによって補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金

の全部又は一部の返還を命じることがある。

(書類の提出)

第10条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

<別表1> (第2条関係)

| | |
|--------|---|
| 補助対象事業 | 下記実施主体が実施する森林体験活動で、次のいずれにも該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・森林散策、森林の観察、森林を活用した自然体験学習会、間伐体験、植樹体験等の活動。・学校林や森林公園等、県内において、すでに整備されているフィールドを活用するもの。・教育機関等が直接実施、又は、教育機関等がNPO等の団体に実施委託しているもの。 |
| 実施主体 | 市町村立、組合立、私立及び、国立大学法人が設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専修学校、幼稚園、保育所 |
| 補助率 | 10/10 以内 |
| 交付上限額 | 別表2で示す条件を踏まえた上で、1教育機関等あたり300,000円を交付の限度とする。 |
| 補助対象経費 | ①補助対象経費は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none">・森林散策、森林の観察、森林を活用した自然体験学習会、間伐体験、植樹体験等の森林体験活動を実施するための諸経費。・その他、児童生徒等が森林体験活動に要する経費。 ②各経費中の項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none">・交通費、謝金、資材費、保険料、委託費。・その他、この事業の趣旨に沿ったもので知事が必要と認める経費。 |
| 軽微な変更 | ①補助対象経費の各科目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合。 ②補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合。 |

<別表2> (第2条関係)

| 各教育機関等が直接実施する場合 | | | |
|-----------------|------|--|--|
| 対象経費及び上限額 | 経費項目 | 内容 | 備考 |
| | 交通費 | 参加者輸送車両借上げ費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・147,000円を上限（1台につき73,500円を上限）。 ・高速道路代は別途実費額を対象。 |
| | 謝金 | 講師に対する謝金 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師1人1日につき15,000円を上限。（事前打ち合わせ等含む） ・内部の講師については対象外。 |
| | 資材費 | 資材の購入又は借上げ費用（機器燃料費等含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・軍手等、全員分必要なものは、全員分購入可。 ・ナタ等、全員分不要なものは、5人程度に1つ。 |
| | 保険料 | 参加者に対する傷害保険等 | <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション保険等への団体加入。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料費は対象外。 ・フィールド使用料は、原則無料の場を使用。 ・各上限額を超えた分については、申請者負担とする。 ・活動には不必要と認められる経費については、対象外とする。 | |

| 各教育機関等がNPO等団体に実施委託をする場合 | | | |
|-------------------------|------|--|---|
| 対象経費及び上限額 | 経費項目 | 内容 | 備考 |
| | 交通費 | 参加者輸送車両借上げ費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・147,000円を上限（1台につき73,500円を上限）。 ・高速道路代は別途実費額を対象。 |
| | 保険料 | 参加者に対する傷害保険等 | <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション保険等への団体加入。 |
| | 委託費 | 委託団体に対する委託費 | <ul style="list-style-type: none"> ・直接実施の場合の、講師謝金、資材費。 ・直接実施との公平性を保つため、上記交通費及び保険料と併せ全体交付上限額までとする。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料費は対象外。 ・フィールド使用料は、原則無料の場を使用。 ・各上限額を超えた分については、申請者負担とする。 ・活動には不必要と認められる経費については、対象外とする。 | |